

令和7年度

市道舗装修繕（広神・守門・入広瀬地域）パッチング単価契約 仕様書

1. 番号 7 舗修第2号
2. 件名 市道舗装修繕（広神・守門・入広瀬地域）パッチング単価契約
3. 場所 魚沼市 広神・守門・入広瀬 地域
4. 概要 市道舗装修繕 パッチング単価契約

上記仕様

|        | (一般共通事項)   |
|--------|--|
| 共通仕様書  | 下記事項に記載されていない事項は「新潟県土木工事標準仕様書」による。   |
| 疑義等の協議 | 施工にあたり疑義又は不都合が発生した場合は、担当職員と打ち合わせる。   |
| 位置の決定  | 施工位置の詳細は、担当職員と打ち合わせる。  |
| 養生     | 作業に伴い、近隣の設備等に汚染又は損傷のおそれがある場合、適切な方法で養生する。   |
| 後片付け清掃 | 業務完了に際しては、施工区域の後片付け及び清掃を行う。  |
| 工事写真   | 工事前・工事中・完成時・出来形の工事写真帳1部を提出する。  |
|        | (特記事項)   |
| 施工内容   | 市道舗装修繕<br>① 既存舗装版を清掃する。<br>② タックコート散布後、密粒度アスファルト混合物等を敷均し転圧する。<br>③ 段差が生じないように、すりつけを行うこと。 |
| 支払い    | 月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。   |
| 撤去     | 工事中に発生した残材等は、すべて構外搬出処分とする。   |
| 工期     | 契約締結の日から令和8年3月31日まで  |

## 特記仕様書

|              |   |
|--------------|---|
| 1. 関連工事      | 建設工事請負基準約款(以下「約款」という。)第2条の関連工事<br>該当なし              |
| 2. 特許権等の使用   | 本工事における約款第9条の特許権、その他の第三者の権利の対象となっている施工方法の指定<br>該当なし |
| 3. 工事材料の検査   | 約款第14条第2項の規定による検査。<br>該当なし                          |
| 4. 監督員の立会    | 約款第15条による立会<br>該当なし                                 |
| 5. 支給材料及び貸与品 | 約款第16条に定めるもの<br>該当なし                                |
| 6. 支払方法      | 月毎に実績払い   |
| 7. 部分引渡し     | 約款第39条に定める部分引渡しの指定<br>該当なし                          |
| 8. 災害保険等     | 約款第55条に定める災害保険等の指定<br>指定なし                          |
| 9. 現場発生材     | 該当なし  |
| 10. 工事       | 約款第1条により特別に定める事項<br>変更が生じた場合は監督員と協議の上決定すること         |
| 11. 施工管理     | 新潟県土木部土木工事施工管理基準による                                 |
| 12. その他      | 施工箇所の指示があった場合、指示があった日から起算して2週間以内に施工を完了すること          |